本件事故当時、いわき市に居住していた申立人らが、生活費増加費用、精神的 損害、避難費用等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成○○年(東)第○号事件(以下「本件」と いう。)において、申立人X1(以下「申立人1」という。)、X2(以下「申立人2」 という。)、X3(以下「申立人3」という。)、X4(以下「申立人4」といい、総 称して「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」とい う。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

(1) 申立人1と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばな いことを確認する。

記

損害項目

- ①自主的避難によって生じた生活費の増加費用
 - ②自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が 相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
 - ③避難および帰宅に要した移動費用

本件事故発生当初の時期 間

(2) 申立人2ないし申立人4と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下 記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点について、 本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- 損害項目 ①自主的避難によって生じた生活費の増加費用
 - ②自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が 相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
 - ③避難および帰宅に要した移動費用

自 平成23年3月11日 期 間

至 平成23年12月31日

2 和解金額

- (1)被申立人は、申立人1に対し、第1項(1)所定の期間及び損害項目に対す る和解金として金8万円の支払義務があることを認める。
- (2)被申立人は、申立人2ないし申立人4に対し、第1項(2)所定の期間及び 損害項目に対する和解金として各金60万円の支払義務があることを認め る。
- 3 支払方法

(省略)

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年3月9日

(仲介委員長 山﨑司平、仲介委員 日向 隆、同 蓑毛誠子)